2026年11月13日

各　位

会　社　名　　株式会社バッファロー
代表者名　　代表取締役 社長執行役員ＣＥＯ　　牧　　寛之
（コード番号：6676 ）
問合せ先　　社長室長　　冨谷　英人
電話　03-4213-1122

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT－３）、自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年５月14日開催の取締役会での決議事項である会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第１項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得に関して、その取得枠の拡大について決議するとともに、具体的な取得方法として、①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT－３）（以下「本自己株式立会外買付取引」といいます。）、②自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び③市場買付け（以下「本市場買付け」といい、本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けと総称して以下「本自己株式取得」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記取得枠の拡大の詳細については、当社が本日付で公表した「自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大）に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

記

Ⅰ．本自己株式取得に係る一連の手続の概要

１．検討の経緯

当社は、資本コストや株価を意識した経営を一層推進するため、資本効率を重視した経営に取り組んでおり、経営指標として連結ＲＯＥ15%以上を目標に掲げております。これを踏まえ、当社は、2026年５月14日開催の取締役会において、株主還元の充実及びバランスシートの適正化を図るとともに、当社が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）上の外国投資家非該当の状態を引き続き維持することを目的として、自己株式を取得することを決議いたしました。

この度、当社は、自己株式の取得に際し、外国投資家該当性、浮動株時価総額及び流通株式比率の観点から、一般株主に対し十分な応募の機会を確保し、株主平等への配慮を損なうことがないことを前提としつつも、株式会社メルコグループ（以下「メルコグループ」といいます。）及びイーシーエム マスター ファンド（以下「ＥＣＭ」といいます。）から、それぞれ一定規模の当社普通株式を取得する試みを行うことが望ましいと判断いたしました。そして、その具体的な取得方法については、当社普通株式を引き続き保有される株主の皆様の利益、自己株式取得の実効性及び上記経営指標の達成を総合的に勘案した結果、①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT－３）、②自己株式の公開買付け及び③市場買付けを組み合わせることといたしました。詳細につきましては、下記「Ⅲ．自己株式の公開買付け」の「１．買付け等の目的」をご参照ください。

２．手続の内容

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式取得の具体的な取得方法として、①本自己株式立会外買付

取引、②本公開買付け及び③本市場買付けを行うことを決議いたしました。なお、各取得方法の概要は以下のとおりです。

取得方法	取得する株式の総数	株式の取得価額の総額	取得日又は取得期間
本自己株式立会外買付取引	1,000,000株（上限）	3,180,000,000円（上限）	2026年11月16日
本公開買付け	3,000,000株（上限）	本公開買付価格（以下に定義します。）に3,000,000株を乗じた金額（上限）	2026年11月19日から2026年12月17日まで
本市場買付け	4,000,000 株から本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けにより取得した株式数を控除した株式数（上限）	14,000,000,000円から本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けにより取得した株式の取得価額の総額を控除した金額（上限）	2027年1月14日から2027年４月30日まで

Ⅱ．自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）

１．取得の方法

本日（2026年11月13日）の終値（最終特別気配を含む）3,180円で、2026年11月16日午前８時45分の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）において買付けの委託を行います。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行わないものといたします。

２．取得の内容

（１） 取得する株式の種類	当社普通株式
（２） 取得する株式の総数	1,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.21%）
（３） 株式の取得価額の総額	3,180,000,000円（上限）
（４） 取得結果の公表	2026年11月16日午前８時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

（注１） 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

（注２） 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

（注３） 当社は、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（Effissimo Capital Management Pte. Ltd.）（以下「エフィッシモ」といいます。）より、その運用するファンドであるＥＣＭを通して保有する株式の一部をもって本自己株式立会外買付取引に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

Ⅲ．自己株式の公開買付け

１．買付け等の目的

当社は、経営コンセプトである「Original Value Creation（オリジナルな「価値」の創造）」を掲げるとともに、持続的な成長と企業価値の最大化、そしてステークホルダーの皆様への分配を掲げ、連結配当性向30～40%を目安とした安定した配当等の株主還元を行うことを目標としております。また、連結ＲＯＥ15%以上を目標とし、配当及び自己株式取得による株主還元とバランスシートの適正化を図っていくことを目標としてお

ります。さらに、当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当該方針に基づき、2026 年３月期には、中間配当金として１株当たり 60 円、期末配当金として１株当たり 60 円、合計で１株当たり 120 円の配当を実施いたしました。また、2027 年３月期には、中間配当金として１株当たり 30 円、期末配当金として１株当たり 30 円、合計で１株当たり 60 円の配当を実施する予定です（なお、2026 年４月１日付で当社普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しており、2027 年３月期の１株当たりの配当金については、当該株式分割後の金額を記載しております。）。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等に関し、会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、株主還元の強化及び資本効率の向上並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。これまでに当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためや資本効率の向上及び株主還元策の一環として、自己株式の取得を行っております。具体的にはそれぞれ以下のとおりです。

① 2016 年７月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：1,169,200 株、取得当時の所有割合（注１）：6.08%、取得期間：2016 年７月 26 日から 2017 年７月 25 日、取得総額：3,508,293,900 円）

② 2016 年７月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2016 年７月 27 日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：30,000 株、取得当時の所有割合（注２）：0.16%、取得総額：80,400,000 円）

③ 2017 年７月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：480,900 株、取得当時の所有割合（注３）：2.65%、取得期間：2017 年７月 27 日から 2018 年７月 26 日、取得総額：1,852,424,000 円）

④ 2018 年７月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：1,014,600 株、取得当時の所有割合（注４）：4.90%、取得期間：2018 年７月 27 日から 2019 年７月 26 日、取得総額：3,939,887,500 円）

⑤ 2019 年８月２日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式の公開買付けによる 2019 年９月 26 日を決済の開始日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：3,019,140 株、取得当時の所有割合（注５）：15.33%、買付け等の期間：2019 年８月５日から 2019 年９月２日、買付け総額：8,302,635,000 円）

⑥ 2020 年 10 月 28 日及び 2021 年７月 27 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：920,500 株、取得当時の所有割合（注６）：5.51%、取得期間：2020 年 10 月 29 日から 2021 年 10 月 28 日、取得総額：3,204,924,600 円）

⑦ 2021 年５月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2021 年５月 26 日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：24,000 株、取得当時の所有割合（注７）：0.15%、取得総額：114,120,000 円）

⑧ 2021 年７月 27 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2021 年７月 28 日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：557,800 株、取得当時の所有割合（注８）：3.54%、取得総額：3,285,442,000 円）

⑨ 2021 年８月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2021 年８月 19 日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：112,900 株、取得当時の所有割合（注９）：0.72%、取得総額：605,144,000 円）

⑩ 2023 年２月 13 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：168,900 株、取得当時の所有割合（注 10）：1.00%、取得期間：2023 年２月 14 日から 2024 年２月 13 日、取得総額：545,997,000 円）

⑪ 2024 年５月 13 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：11,800 株、取得当時の所有割合（注 11）：0.07%、取得期間：2024 年５月 14 日から 2025 年２月 12 日、取得総額：40,809,500 円）

⑫ 2024 年６月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取

引（ToSTNeT-３）による 2024 年７月１日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：1,486,800 株、取得当時の所有割合（注 12）：8.90％、取得総額：5,203,800,000 円）

⑬ 2025 年２月 12 日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2025 年５月９日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：2,500,000 株、取得当時の所有割合（注 13）：16.44％、取得総額：5,202,500,000 円）

⑭ 2025 年８月８日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：252,900 株、取得当時の所有割合（注 14）：1.99％、取得期間：2025 年８月９日から 2026 年１月 13 日、取得総額：1,224,840,000 円）

⑮ 2025 年９月４日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による 2025 年９月５日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：650,000 株、取得当時の所有割合（注 15）：5.11％、取得総額：2,275,000,000 円）

（注１） 2016 年７月 22 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,014,557 株）を控除した株式数（19,223,316 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注２） 2016 年７月 22 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,014,557 株）を控除した株式数（19,223,316 株）に対する割合をいいます。

（注３） 2017 年７月 25 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（4,098,740 株）を控除した株式数（18,139,133 株）に対する割合をいいます。

（注４） 2018 年７月 26 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,522,654 株）を控除した株式数（20,715,219 株）に対する割合をいいます。

（注５） 2019 年３月 31 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（2,537,468 株）を控除した株式数（19,700,405 株）に対する割合をいいます。

（注６） 2020 年 10 月 27 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（5,530,145 株）を控除した株式数（16,707,728 株）に対する割合をいいます。

（注７） 2021 年３月 31 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,322,195 株）を控除した株式数（15,915,678 株）に対する割合をいいます。

（注８） 2021 年７月 26 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,474,825 株）を控除した株式数（15,763,048 株）に対する割合をいいます。

（注９） 2021 年７月 26 日現在の発行済株式総数（22,237,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,474,825 株）を控除した株式数（15,763,048 株）に対する割合をいいます。

（注 10） 2022 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（17,937,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,064,506 株）を控除した株式数（16,873,367 株）に対する割合をいいます。

（注 11） 2024 年３月 31 日現在の発行済株式総数（16,937,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（233,526 株）を控除した株式数（16,704,347 株）に対する割合をいいます。

（注 12） 2024 年３月 31 日現在の発行済株式総数（16,937,873 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（233,526 株）を控除した株式数（16,704,347 株）に対する割合をいいます。

（注 13） 2025 年１月 31 日現在の発行済株式総数（15,300,000 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（94,393 株）を控除した株式数（15,205,607 株）に対する割合をいいます。

（注 14） 2025 年６月 30 日現在の発行済株式総数（12,800,000 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（74,248 株）を控除した株式数（12,725,752 株）に対する割合をいいます。

（注 15） 2025 年６月 30 日現在の発行済株式総数（12,800,000 株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（74,248 株）を控除した株式数（12,725,752 株）に対する割合をいいます。

このような状況の下、当社は、2026 年４月上旬、連結ＲＯＥ15％以上という目標の達成に向けて具体的な施策の検討を進めた結果、当該目標を継続的に達成するためには、当社の財務健全性及び安全性を維持しつつ、当社の自己資本の水準を一定程度引き下げることで、資本効率を向上させることが必須であると考え、自己株式取得を実施することが必要であるとの認識に至りました。

また、自己株式取得の実施にあたっては、当社の株主構成及び株式流動性に関する以下の３つの課題及びそ

の対応方針を踏まえた上で、一般株主に対し十分な応募の機会を確保し、株主平等への配慮を損なうことがないことを前提としつつも、一部の株主から重点的に株式を取得する試みを行うことが望ましいと考えました。

① 外国投資家への該当可能性

2026年４月１日現在、当社株主の外国投資家比率は48.12%（小数点以下第三位を四捨五入）であるところ、仮に、当社が外為法の外国投資家（以下「外国投資家」といいます。）に該当した場合、今後のM&Aや資本業務提携に際して、当社が外為法上の制約を受ける可能性があります。したがって、外国投資家からの自己株式取得を通じて当社における外国投資家比率を下げ、当社が外国投資家に該当しない状態を維持することが今後のM&Aや資本業務提携を含む当社の経営戦略において重要であると考えております。

② 浮動株時価総額への影響（ＴＯＰＩＸ構成銘柄からの除外リスク）

本日現在、当社普通株式はＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄として選定されているところ、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄の選定は浮動株時価総額を基礎に判定されているため（2025年12月10日版「東証指数算出要領（ＴＯＰＩＸ編）」参照）、当社が当社普通株式を浮動株として所有する株主から自己株式を取得した場合、当社の浮動株時価総額が減少し、当社普通株式がＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄から除外される可能性が高まること、また除外された場合にその後の再組み入れが困難になることが懸念されます。したがって、自己株式取得に際しては、その所有する当社普通株式が浮動株として取り扱われていない株主から重点的に当社普通株式を取得することがＴＯＰＩＸ構成銘柄維持及び再組み入れの観点から適切であると考えております。

③ 流通株式比率への影響

本日現在、エフィッシモが運用するＥＣＭ（本日現在の所有株式数：2,225,994株（注16）、所有割合（注17）：9.38%）が所有する当社普通株式は流通株式として取り扱われております（注18）。このような状況を踏まえると、当社が自己株式を取得するに際し、ＥＣＭ以外の株主から当社普通株式を取得し、一方、ＥＣＭから当社普通株式を取得しない場合には、ＥＣＭの所有割合が10%を超え、ＥＣＭが主要株主となり、ＥＣＭが所有する当社普通株式が流通株式として取り扱われなくなる可能性があることにより、結果として当社の流通株式比率が低下する可能性があると考えております。

また、本日現在、当社の筆頭株主であるメルコグループ（本日現在の所有株式数：8,440,558株、所有割合：35.57%。なお、メルコグループは、有価証券の保有及び運用、事業統括運営を行っている法人であり、当社の代表取締役社長である牧寛之氏が代表取締役を兼務しております。）が所有する当社普通株式は非流通株式として取り扱われております。このような状況を踏まえると、当社が自己株式を取得するに際し、メルコグループから非流通株式である当社普通株式を取得すれば、当社の流通株式比率を維持できるものと考えております。

したがって、当社の流通株式比率の維持の観点から、自己株式取得に際しては、ＥＣＭ及びメルコグループから一定数の当社普通株式を取得することが適切であると考えております。

（注16） エフィッシモによれば、ＥＣＭの所有株式数には、プライムブローカレッジ契約に基づき、各プライムブローカーに対して担保権が設定されている当社普通株式の合計1,320,000株（メリルリンチ・インターナショナルに係る500,000株、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドに係る460,000株及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに係る360,000株）が含まれるとのことです。

（注17） 「所有割合」とは、当社が2026年11月13日に公表した「2027年３月期第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕(連結)」（以下「2027年３月期第２四半期決算短信」といいます。）に記載された、2026年９月30日現在の発行済株式総数（24,000,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（269,691株）を控除した株式数（23,730,309株）に対する割合をいいます。

（注18） 東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則において、上場株式数の10%以上を所有する株主の所有株式数は原則として流通株式として取り扱われないこととされています。

以上を踏まえ、当社は、2026年４月中旬、自己株式を取得するに際しては、外国投資家に該当し、かつ、浮動株主に該当せず、流通株式比率の観点で意味のある、メルコグループ及びＥＣＭから、それぞれ一定の規模の当社普通株式を取得することが望ましいと考えるに至りました。

その後、当社は、自己株式取得の手法について具体的な検討を開始いたしました。まず、当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいと考え、市場価格から一定のディスカウントを行った価格を公開買付価格とした自社株公開買付けによる方法が適切であると考えました。しかし、内国法人であるメルコグループと異なり、外国法人であるＥＣＭについては、自社株公開買付けへの応募によって生じるみなし配当の額についての益金不算入に係る法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。）第23条の規定が適用されず、またみなし配当に係る源泉税の還付が受けられないと考えられることから、税務上のメリットを享受できないと考えられるため、市場価格からディスカウントされた公開買付価格による自社株公開買付けでは、ＥＣＭによる応募は期待できないことが懸念されました。そこで、ＥＣＭからの自己株式取得を実現する観点から、自社株公開買付けと併せて、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）を実施することを検討いたしました。さらに、連結ＲＯＥ15%以上という目標の達成という観点から、自社株公開買付け及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）によっても必要な自己株式数を取得できない場合に備え、市場買付けを別途行うことも検討いたしました。

その結果、当社は、2026年４月下旬、以下のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）で自己株式取得を実施することが有益であると初期的に判断するに至りました。

（ａ）自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）、本公開買付け及び市場買付けの手法によって自己株式取得を実施することを当社取締役会にて決議し、同時に公表。

（ｂ）公表日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値にて、公表日の翌営業日に、主にＥＣＭの所有する当社普通株式を取得することを目的として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による自己株式取得を実施。

（ｃ）公表日の４営業日後（注19）に、主にメルコグループの所有する当社普通株式を取得することを目的として、本公開買付けを開始。

（ｄ）本公開買付けの終了後、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の流動性を考慮しつつ、上記の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）及び本公開買付けにおいて取得した自己株式数に加えて、一般株主の皆様から自己株式を取得する場合は、市場買付けの手法による自己株式取得を実施。

（注19）　自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）の約定日の２営業日後に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）に係る決済が行われることから、決済完了後に本公開買付けが開始されるようにするものです。

以上を踏まえ、当社は、本スキームの詳細について引き続き検討を進める一方で、2026年５月14日開催の取締役会において、連結ＲＯＥ15%以上という目標の達成を踏まえ、取得株式総数を400万株（上限）、取得総額を112億円（上限）と設定し、取得期間を2026年５月15日から2027年４月30日までとする自己株式取得を実施することを決定いたしました（詳細については、当社が2026年５月14日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。）。

その後、当社は、2026年６月23日、メルコグループに対し、（ⅰ）本スキームにより自己株式取得を行う予定であること、（ⅱ）本スキームにおける各取得手続のうち、本公開買付けについては、すべての株主に平等に応募機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はメルコグループが所有する当社普通株式であること、（ⅲ）本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることを想定していることを、初期的に提案いたしました。

これに対して、メルコグループより、2026年６月24日、メルコグループが2026年５月20日付で市場外相対取引により当社普通株式120万株を取得しており、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第164条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けるため、2026

年５月 20 日から６ヶ月間は当社普通株式を売却することができない旨の連絡を受けたことから、当社は、自己株式取得に係る検討を一時的に中断いたしました。

その後、当社は、2026 年８月上旬、メルコグループが法第 164 条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けない時期において自己株式取得を実施することを念頭に、本スキームに関する検討を再開いたしました。

そして、当社は、2026 年８月 27 日、エフィッシモに対し、（ⅰ）本スキームにより自己株式取得を行う予定であること、（ⅱ）本スキームにおける各取得手続のうち、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）については、すべての株主に平等に取引の機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はＥＣＭが所有する当社普通株式であること、（ⅲ）ＥＣＭから取得する株式数については、外国投資家該当性、浮動株時価総額及び流通株式比率の観点から、900,000 株（所有割合：3.79%）を想定していることを、初期的に提案したところ、同日付で、エフィッシモより、本スキームによる自己株式取得について前向きに検討する旨の回答を得ました。

また、当社は、2026 年９月 17 日、メルコグループに対し、（ⅰ）当社としては、メルコグループが法第 164 条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けない時期において、自己株式取得を実施することを希望していること、（ⅱ）本スキームにおける各取得手続のうち、本公開買付けについては、すべての株主に平等に応募機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はメルコグループが所有する当社普通株式であること、（ⅲ）本公開買付価格は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることを想定していること、（ⅳ）メルコグループから取得する株式数については、外国投資家該当性及び浮動株時価総額の観点から、2,700,000 株（所有割合：11.38%）を想定していることを改めて打診したところ、同日付で、メルコグループより、本公開買付価格及び本スキームについて、メルコグループに十分な配慮がなされることを前提として、メルコグループの所有する当社普通株式の一部である 2,700,000 株（所有割合：11.38%）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の連絡を受けました。

その後、当社は、2026 年９月中旬、本公開買付価格について具体的な検討を開始いたしました。まず、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026 年９月 11 日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、本公開買付けの開始日の前営業日（以下「基準日」といいます。）までの過去１ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（以下「１ヶ月間終値単純平均値」といいます。）を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値（以下「基準日終値」といいます。）も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握する必要があると考えました。その際、統計的な信頼性を高める観点から、参照する類似事例数を一定数確保することが望ましいと考え、過去２年間（2024 年９月１日から 2026 年８月 31 日まで）に公表された類似事例に限らず、2024 年１月１日から 2026 年８月 31 日までに公表された事例（以下「本事例」といいます。）を参考とすることとしました。そして、本事例 69 件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を 10%程度とした事例が 59 件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026 年９月 17 日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基

準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。

これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから 10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。

これを受け、当社は、2026 年９月 18 日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して 10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５%のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いたしました。

これに対して、当社は、2026 年９月 24 日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、メルコグループの所有する当社普通株式の一部である 2,700,000 株（所有割合：11.38%。以下「応募意向株式」といいます。）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、メルコグループ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例 69 件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に 10%程度上乗せした株数を買付予定数としている事例が 30 件と最多となっていることから、応募意向株式に 10%程度上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式である 2,700,000 株（所有割合：11.38%）に対して 11.11%を上乗せした 2,999,900 株（所有割合：12.64%）を上限とすることといたしました。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を上回った場合には、法第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、応募意向株式の一部は買い付けられないこととなりますが、メルコグループからは、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった応募意向株式及び本公開買付け後も所有することとなる当社普通株式については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けております。

また、当社は、本公開買付けに要する資金について、その全額を自己資金より充当する予定です。なお、2027 年３月期第２四半期決算短信に記載された 2026 年９月 30 日現在における当社連結ベースでの手元流動性（現金及び預金）は約 270 億円であり、本公開買付けに要する資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本日開催の取締役会において、（ⅰ）会社法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本自己株式立会外買付取引、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、（ⅱ）本公開買付けの開始日を本自己株式取得の実施に係る公表日の４営業日後である 2026 年 11 月 19 日とすること、（ⅲ）本公開買付価格については、基準日終値に対して５%のディスカウントを行った価格（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）又は１ヶ月間終値単純平均値（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 10%のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、（ⅳ）2026 年５月 14 日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を 112 億円から 140 億円に増額することを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である牧寛之氏は、メルコグループの代表取締役を、当社の取締役である津坂巌氏は、メルコグループの取締役をそれぞれ兼務していることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反の可能性を排除することを目的として、当社とメルコグループとの事前の協議には、当社の立場からは一切参加しておらず、また、当社の取締役会における本公開買付けの実施に係る議案の審議及び決議にも一切参加しておりません。

また、当社は、本公開買付けの実施の決議とあわせて、2026年11月13日付で、メルコグループとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、応募意向株式を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全て又はその大部分を速やかに消却する予定ですが、本日現在において、具体的な消却時期は未定です。

2．自己株式の取得に関する取締役会決議内容（2026年11月13日開示）

（1）決議内容

株券等の種類	総　数	取得価額の総額
普通株式	4,000,000株（上限）	14,000,000,000円（上限）

（注1）　取得する株式総数の本日現在の発行済株式総数に対する割合は、16.67%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注2）　取得することができる期間は、2026年5月15日から2027年4月30日までです。

（注3）　取得する株式の総数は、2026年5月14日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

（注4）　本公開買付けにおいて、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は本自己株式立会外買付取引において取得する株式の総数（1,000,000株）と本公開買付けにおける買付予定数（2,999,900株）の合計に1単元（100株）を加算しております。

（注5）　取得価額の総額は、本日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注6）　当社は、取得価額の総額のうち、本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である2027年1月14日から2027年4月30日までの間、東京証券取引所スタンダード市場において市場買付けを実施することを決議しております。本市場買付けの詳細については下記「Ⅳ．市場買付け」をご参照ください。

（注7）　市場環境等により、一部の取得が行われない可能性もあります。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3．買付け等の概要

（1）日程等

①　取締役会決議日	2026年11月13日（金曜日）
②　公開買付開始公告日	2026年11月19日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）
③　公開買付届出書提出日	2026年11月19日（木曜日）
④　買付け等の期間	2026年11月19日（木曜日）から 2026年12月17日（木曜日）まで（20営業日）

（2）買付け等の価格

普通株式１株につき、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格又は 2026 年 10 月 19 日から 2026 年 11 月 18 日までの１ヶ月間終値単純平均値に対して 10%のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格

（注）買付け等の価格につきましては、本公開買付けの開始日の前営業日（2026 年 11 月 18 日）の終値に基づき算出されるため、金額が確定次第、速やかに開示いたします。

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026 年９月 11 日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、１ヶ月間終値単純平均値を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日終値も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考とすることとしました。そして、本事例 69 件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を 10%程度とした事例が 59 件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026 年９月 17 日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。

これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから 10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５％のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。

これを受け、当社は、2026 年９月 18 日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して 10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５％のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いたしました。

これに対して、当社は、2026 年９月 24 日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、応募意向株式について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の

回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本日開催の取締役会において、（ⅰ）会社法第 459 条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、（ⅱ）本公開買付けの開始日を本自己株式取得の実施に係る公表日の４営業日後である 2026 年 11 月 19 日とすること、（ⅲ）本公開買付価格については、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格又は１ヶ月間終値単純平均値に対して 10%のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、（ⅳ）2026 年５月 14 日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を 112 億円から 140 億円に増額することを決議いたしました。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026 年９月 11 日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、１ヶ月間終値単純平均値を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日終値も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考とすることとしました。そして、本事例 69 件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を 10%程度とした事例が 59 件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026 年９月 17 日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。

これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから 10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５％のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。

これを受け、当社は、2026 年９月 18 日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して 10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５％のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いた

しました。

これに対して、当社は、2026年９月24日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、応募意向株式について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本日開催の取締役会において、（ⅰ）会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、（ⅱ）本公開買付けの開始日を本自己株式取得の実施に係る公表日の４営業日後である2026年11月19日とすること、（ⅲ）本公開買付価格については、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格又は１ヶ月間終値単純平均値に対して10％のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、（ⅳ）2026年５月14日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を112億円から140億円に増額することを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,999,900株	―株	2,999,900株

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

未定

（注） 買付予定数（2,999,900株）をすべて買い付けた場合の買付代金（買付予定数（2,999,900株）に、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格又は2026年10月19日から2026年11月18日までの１ヶ月間終値単純平均値に対して10％のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格を乗じた金額となります。）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用）の見積額を合計したものを予定しております。なお、買付代金につきましては、本公開買付けの開始日の前営業日（2026年11月18日）の終値に基づき算出されるため、金額が確定次第、速やかに開示いたします。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

② 決済の開始日

2027年１月13日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用される源泉徴収税額（注）を控除した金額を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（ⅰ）個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ）応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなされ課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315％（所得税及び復興特別所得税 15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５％は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が東海東京証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が東海東京証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ⅱ） 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

但し、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限る）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（７）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明・保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）若しくは買付けに関する書類も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2026 年 11 月 13 日付で、メルコグループとの間で、応募意向株式について、本応募契約を締結しました。本応募契約において、メルコグループによる応募の前提条件は存在しません。一方、本公開買付けは、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、法第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなります。応募株券等の総数が買付予定数を超え、あん分比例の方式による買付けとなった場合、当社は応募意向株式の一部を取得することとなりますが、メルコグループより、本公開買付けに応募したものの、当社が取得することができなかった当社普通株式及び本公開買付け後も所有することとなる当社普通株式については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けております。

Ⅳ．市場買付け

１．取得の方法

取引一任契約に基づく立会市場における取引による買付け

２．取得の内容

（1） 取得する株式の種類	当社普通株式
（2） 取得する株式の総数	4,000,000 株から本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けにより取得した株式数を控除した株式数（上限）

（３） 株式の取得価額の総額	14,000,000,000 円から本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けにより取得した株式の取得価額の総額を控除した金額（上限）
（４） 取得期間	2027 年１月 14 日から 2027 年４月 30 日まで

（注） 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

（ご参考）2026 年 10 月 31 日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 23,730,267 株

自己株式数 269,733 株

以 上